

契 約 書

- 1 業 務 名 令和8年度大分県漁業調査船「豊洋」前期通常ドック
- 2 業 務 場 所 受託者が業務を行うドック
- 3 履 行 期 間 令和8年8月25日から令和8年9月3日までの間
- 4 請 負 金 額 ¥〇〇〇-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇-
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負金額に110分の10を
乗じて得た額である。

5 契約保証金

上記の業務について、大分県農林水産研究指導センター水産研究部 部長 倉橋 賢二郎を
発注者とし、〇〇〇〇を受注者として次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、頭書の請負金額をもって、頭書の履行期限内に、頭書の業務を完成し、発
注者に引き渡すものとする。

- 2 受注者は、発注者又は第6条に規定する監督者の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範
囲内をもって施工するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は承継しては
ならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、この契約の業務目的物又は業務現場に搬入した検査済みの材料を第三者に譲渡
し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発
注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、この契約の履行に際して、業務の全部若しくは主たる部分を一括して第三
者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、
あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技
術的判断等をいうものとする。

(下請負者の変更)

第4条 受注者は、下請負者を決定したときは、速やかに発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、受注者に対して業務の施工につき、著しく不相当であると認められる場合は、
下請負者の変更を請求できるものとする。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、業務の施工に特許権、その他第三者の権利(以下「特許権等」という。)

の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が施工方法を指定した場合においては、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者はその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第6条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 業務の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 工程の管理、立会い、業務の施工状況の検査又は材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 監督員は、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、業務の施工又は管理につき、著しく不相当と認められるときは、その事由を明示し、受注者に対して交替を求めることができる。

(材料の検査等)

第7条 業務に使用する材料について、品質が明らかでないものは、中等の品質を有するものとし、使用前に監督員の検査を受けなければならない。受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、発注者は、これを取り替えさせることができるものとする。

2 監督員は、受注者から前項の規定により検査を求められたときには、これに応じなければならない。

3 受注者は、外部から明視することができない業務を施工するときは、監督員の立会いのうえ施工しなければならない。ただし、監督員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、受注者は、監督員の指示により、施工を証明することができる見本、写真その他の資料を監督員に提出し、その確認を受けなければならない。

(廃材等の処置)

第8条 受注者は、業務の施工により撤去品又は廃材等を生じたときは、関係法令に基づき適切に処理するものとする。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第9条 業務の施工が設計図書に適合しない場合、監督員がその改造を請求したときは、受注者はこれに従わねばならない。ただし、このために請負金額を増し、又は履行期限を延長することはできない。

(行政庁に対する手続)

第10条 受注者は、業務について行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続きをするものとする。

(業務の変更、中止等)

第11条 発注者は、必要がある場合には、業務内容の変更若しくは業務の一時中止又はこれを打ち切ることができる。この場合、請負金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

賠償額は、発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第12条 受注者は、業務に支障を及ぼす天候の不良、その他受注者の責めに帰することのできない理由又は正当な事由により、履行期限内に業務を完成することができないときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、履行期限の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合は、必要があると認められるときは、履行期限を延長するものとする。
- 3 発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(請負金額の変更等)

第13条 予期することのできない事由の発生に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、請負金額又は業務内容を変更することができる。

(臨機の措置)

第14条 受注者は、災害防止等のために必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を、直ちに監督員に通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他業務の施工上、緊急やむを得ないときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第15条 業務目的物の引渡し前に、業務目的物又は材料について生じた損害その他業務の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 受注者は、業務の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他業務の施工について、第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第 17 条 天災、その他不可抗力によって、業務の既済部分又は業務現場に搬入した検査済み材料に関して損害を生じたときは、受注者は、事実発生後、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の損害で重大と認められるものについては、受注者が善良な管理者の注意をなしたと認められるときは、その損害額を発注者が負担する。
- 3 損害保険金その他損害を填補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とし、それらの損害額の算定は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第 18 条 受注者は、業務が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会のうえ、設計図書に定めるところにより、業務の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって業務の完成を確認した後、受注者が業務目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務目的物の引渡しを請負金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格にしないときは、直ちに補修して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を適用する。

(請負金額の支払)

第 19 条 受注者は、前条第 2 項の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って請負金額の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第 20 条 受注者が第 18 条第 4 項により発注者に引き渡した目的物について、発注者が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者は受注者に、相当の期間を定めて契約不適合の補修を請求することができる。

- 2 目的物の契約不適合について、補修が不能な場合又は補修を発注者の定めた期間内に受注者が完了することができなかつた場合、発注者は受注者に対して、代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。
- 3 目的物について契約不適合があつた場合は、発注者は受注者に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由により発生したときは、発注者は受注者に対して損害の賠償を請求することができない。
- 4 発注者は、発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなか

ったときは、この限りではない。

- 5 発注者が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が契約不適合について引渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第21条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完成することができない場合は、発注者は、損害金の支払を請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により第19条第2項の規定による請負金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に完成しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受注者が第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。
- 2 前項各号の規定により契約を解除したときは、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の任意解除権)

第23条 発注者は、業務が完成しない間は、第22条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したしたことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。その損害額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第24条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により業務内容を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第11条第の規定による業務施工の中止期間が履行期限の10分の5を超えたとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第25条 発注者は、この契約が解除された場合は、出来形部分を検査のうえ、当該検査

に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(善管注意)

第26条 受注者は、契約を履行するため、発注者に対し十分連絡を行い、信義に従い善良な管理者の注意義務を持って、業務遂行しなければならない。

(契約に関する紛争の解決)

第27条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者が協議して解決するものとする。

(契約外の事項)

第28条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

大分県佐伯市上浦大字津井浦194番地6
大分県農林水産研究指導センター
水産研究部長 倉橋 賢二郎

受注者

〇〇

〇〇 〇〇